

小学校給食費補助の申請をお忘れなく

【図】すこやか教育推進課(☎65-8606)

次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるまちをめざし、平成31年度も引き続き、小学校の学校給食費を補助します。

給食費の補助を受けるには、申請が必要ですので、締切までに申請書の提出をお願いします。

【対象】

市内在住で、小学校に在籍する児童の保護者

次の場合は補助の対象になりません

○就学援助費・特別支援教育就学奨励費などを受給している(ただし、特別支援教育就学奨励費を受給し、学校給食費の自己負担分がある場合を除く)。

○生活保護を受けている。

○在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない。

○学校給食費を滞納している。



【補助金の流れ】

○市立小学校の場合
学校給食費の実費分を市から直接学校給食会に補助金として交付するため、小学校に学校給食費を支払う必要がありません。

○市立小学校以外の場合

小学校に支払った学校給食費分を、補助金として保護者に交付します。交付時期は平成32年4月以降となります。

【申請方法】

○市立小学校の場合

4月8日(月)までに在籍する小学校に申請してください。

○市立小学校以外の場合

1学期の学校給食開始日までに左記担当課に申請してください。ただし、在籍する小学校などで取りまとめられている場合は、学校ごとに決められた締切までに、各学校に申請してください。

※申請書などの様式は、各学校で配布するほか、担当課にもあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・提出先

すこやか教育推進課(本庁舎5階)
☎65-8606

高齢者活躍よりあいどころ事業を支援します

【図】高齢福祉介護課(☎65-7789)

高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点となる「よりあいどころ」の整備・運営を支援します。

整備補助

【対象者】

市内でよりあいどころを整備される法人または団体

【対象経費】

拠点整備にかかる経費(施設または車両の修繕料・施設または車両の整備に必要な工事請負費・備品購入費)

【補助率・限度額】

補助率	1/2
補助限度額	150万円
補助下限額	20万円

運営補助

【対象者】

市内でよりあいどころを運営される法人または団体

【対象経費】

拠点運営にかかる経費(人件費、報酬費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等)

【補助率・限度額】

補助率	1/2
-----	-----

1回の開催につき上限5,000円
1週あたりの上限10,000円
※1回あたりの65歳以上の参加者が、5人以上ある場合に対象となります。

《共通事項》

【補助事業の実施期間】

交付決定日(平成32年3月31日(火))

【募集期間】

4月15日(月)～5月7日(火)

【事前相談】

4月3日(水)から事前相談を受け付けます。電話で左記担当課までお申し込みください。

【その他】

○申請書は、直接左記担当課まで提出してください。郵送・メールでは受け付けできません。

○交付対象者は、5月開催予定の審査会で決定します。

○募集案内、申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ・提出先

高齢福祉介護課(本庁舎1階)
☎65-7789

国保人間ドック助成申請を受付します

【図】保険医療課(☎65-6512)

疾病の早期発見および健康の保持増進のため、人間ドックを受診する人に費用の一部を助成します。

健康管理には定期的なチェックが必要です。ぜひこの機会に受診してください。

【対象】

次のすべてにあてはまる人

- ①国民健康保険に加入している人
- ②4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
- ③世帯に国民健康保険料、市税等の滞納がない人
- ④市の保健指導を受けることに同意する人

※今年度に○次健診および、特定健診を受診する人は、対象外です。

【助成内容】

○人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施されるオプション検査
○J Aドック(レディースドック健診、メンズドック健診、J Aドック健診)、各J Aドック健診に追加して実施されるオプション検査

【助成額】

受診費用の1/2(100円未満切捨て)
日帰りは上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

【対象受診機関】

○人間ドック

市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCウエルネスひこね健診クリニック

○J Aドック

J Aレーク伊吹、J A北びわこ

【受付期間】

4月1日(月)～12月27日(金)
ただし、定員(750人)に達し次第、受付を終了します。

【手続方法】

国民健康保険証を持って、左記担当課または、北部振興局福祉生活課、各支所までお申し込みください。
※申請書には本人の署名が必要です。
※受診後の助成申請はできません。必ず受診前に申請してください。

4月1日(月)～5日(金)は、担当課窓口が混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。ご了承ください。

問合せ

保険医療課(本庁舎1階)
☎65-6512

納付に便利な口座振替をご利用ください

【図】税務課(☎65-6508)

口座振替は、納付期日に指定された口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがなくなります。また、金融機関などの窓口に行く手間も省け、大変便利です。
新しい年度から、口座振替での納付を始めてみませんか。

対象となる市税や保険料など

市税(固定資産税・市県民税・軽自動車税)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、幼稚園保育料、
※各保険料は普通徴収のみ対象です。

取扱金融機関

滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、関西みらい銀行、京都銀行、レイク伊吹農協、北びわこ農協、滋賀県信用組合、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

申込手続

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、「口座届出印」を押印して、金融機関窓口もしくは市役所(各担当課・北部振興局・各支所)に提出してください。
なお、ゆうちょ銀行を希望される場合は、お近くの郵便局の窓口へ直接ご提出ください。

※「口座振替依頼書」は、市内の取扱金融機関窓口および市役所にあります。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます(ゆうちょ銀行では利用できません)。



▲市ホームページ

問合せ

○市税、国民健康保険料
税務課(本庁舎1階)

☎65-6508

○後期高齢者医療保険料
保険医療課(本庁舎1階)

☎65-6527

○介護保険料

高齢福祉介護課(本庁舎1階)
☎65-7789

○保育所保育料、幼稚園保育料
幼児課(本庁舎5階)
☎65-8607